避難上又は消火活動上有効な開口部の構造に関する指導基準

（目的）

１　この基準は、消防法施行令第１０条第１項第５号に規定する無窓階の取扱いにおいて、消防法施行規則（以下「規則」という。）第５条の５第２項第３号に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部の構造に関する指導基準を定め、届出等事務を円滑かつ合理的に処理することを目的とする。

（開口部の構造）

２　次に掲げる開口部は、規則第５条の５第２項第３号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1)　はめ殺しの窓等

ア　普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス：ガラスの厚さがおおむね６ｍｍ以下のもの

イ　強化ガラス：ガラスの厚さが５ｍｍ以下のもの

ウ　複層ガラスで、その２枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前ア又はイにより構成されているもの

エ　前ア、イ及びウ以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

(2)　屋内でロックされている窓等

ア　普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの：ガラスの厚さがおおむね６ｍｍ以下のもの

イ　網入り板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの：ガラスの厚さが６．８ｍｍ以下のもの

ウ　前イ以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの：ガラスの厚さが１０ｍｍ以下のもの

エ　強化ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの：ガラスの厚さが５ｍｍ以下のもの

オ　複層ガラス入り窓等で、その２枚以上の材料板ガラスがそれぞれア、イ又はエに掲げるガラスにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

カ　合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は２以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス６．０mm以下＋ＰＶＢ３０mil 以下＋フロート板ガラス６．０mm以下、網入板ガラス６．８mm以下＋ＰＶＢ３０mil 以下＋フロート板ガラス５．０mm以下）

キ　前カ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は２以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス５．０mm以下＋ＰＶＢ６０mil 以下＋フロート板ガラス５．０mm以下、網入板ガラス６．８mm以下＋ＰＶＢ６０mil 以下＋フロート板ガラス６．０mm以下、フロート板ガラス３．０mm以下＋ＰＶＢ６０mil 以下＋型板ガラス４．０mm以下）

※　前(1)及び(2)については、第１表参照のこと。

(3)　前(1)及び(2)以外の窓等

前(2)カ及びキに示すガラス以外の合わせガラスの取扱いは、平成１９年３月２７日付け消防予第１１１号「第１　合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の結果とする。

(4)　軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が１．０mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

ア　煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

イ　避難階に設けられた屋内外から手動により開放できるもの

ウ　屋外から消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(5)　シャッター（軽量シャッターを除く。以下同じ。）の開口部

ア　屋内外から手動により開放できるもの

イ　屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

ウ　屋内から手動により、屋外からは水圧等によって開放できるもの

(6)　二重窓等

ア　屋内外から開放できるガラス入り窓等

イ　避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

ウ　屋内外から手動により開放できるシャッターとガラス入り窓等

(7)　間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相対する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。なお開口部については上記の構造等により判断すること。）

(8)　開口部の周辺に公告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

(9)　避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障のない場合に限る。）

（開口部の有効寸法）

３　開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第２表により判断するものであること。

（その他）

４　営業中は、規則第５条の５で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

付　則

この基準は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

第１表　ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類 ＼ 開口部の条件			無窓階判定（規則第５条の５） 足場有り	足場なし
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さおおむね６ｍｍ以下	引き違い戸	○	○
		ＦＩＸ	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ６．８ｍｍ以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	厚さ１０ｍｍ以下	引き違い戸	△	×
		ＦＩＸ	×	×
強化ガラス	厚さ５ｍｍ以下	引き違い戸	○	○
		ＦＩＸ	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6.0ｍｍ以下＋ＰＶＢ30mil（膜厚 0.76㎜）以下＋フロート板ガラス 6.0㎜ 以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	網入板ガラス 6.8ｍｍ以下＋ＰＶＢ30mil（膜厚 0.76㎜）以下＋フロート板ガラス 5.0㎜ 以下	引き違い戸	△	△
		ＦＩＸ	×	×
	フロート板ガラス 5.0ｍｍ以下＋ＰＶＢ60mil（膜厚 1.52㎜）以下＋フロート板ガラス 5.0㎜ 以下	引き違い戸	△	×
		ＦＩＸ	×	×
	網入板ガラス 6.8ｍｍ以下＋ＰＶＢ60mil（膜厚 1.52㎜）以下＋フロート板ガラス 6.0㎜ 以下	引き違い戸	△	×
		ＦＩＸ	×	×
	フロート板ガラス 3.0ｍｍ以下＋ＰＶＢ60mil（膜厚 1.52㎜）以下＋型板ガラス 4.0㎜ 以下	引き違い戸	△	×
		ＦＩＸ	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表により評価し、全体の判断を行う。			

［備考］

１　「足場有り」とは、避難階又はバルコニー等破壊作業のできる足場が設けられているもの

２　「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

３　「ＦＩＸ」とは、はめ殺し窓をいう。

４　「ＰＶＢ」とは、ポリビニルブチラールをいう。

５　「ｍｉｌ（ミル）」とは、１／１０００インチであり、１ｍｉｌ＝０．０２５４ｍｍとなる。

［凡例］

○：　規則第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△：　ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合概ね 1/2 の面積で算定する。）を規則第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

×：　規則第５条の５第２項第３号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第２表　開口部の有効寸法の算定

	型　　式	判　　断
突出し窓	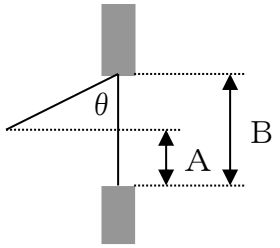 （注）θは、最大開口角度 （０度～９０度）	Ａの部分とする。 （注）Ａ＝Ｂ（１－ｃｏｓθ）
回転窓	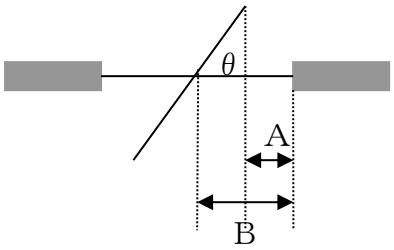 （注）θは、最大開口角度 （０度～９０度）	Ａの部分とする。 （注）Ａ＝Ｂ（１－ｃｏｓθ）
引き違い窓 （上げ下げ窓を含む。）	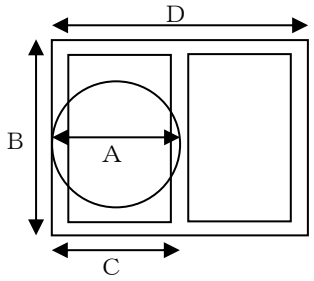 （注）１　Ａ及びＣ＝1/2D ２　Ａは、50cm の円の内接又は1m の円の内接	Ａ又はＢ×Ｃとする。 なお、次による寸法の場合は、５０ｃｍ以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができる。 Ｂ＝１．０ｍ（０．６５ｍ)以上 Ｃ＝０．４５ｍ（０．４ｍ)以上 （注）（　)内は、バルコニー等がある場合
外壁側にバルコニー等がある場合	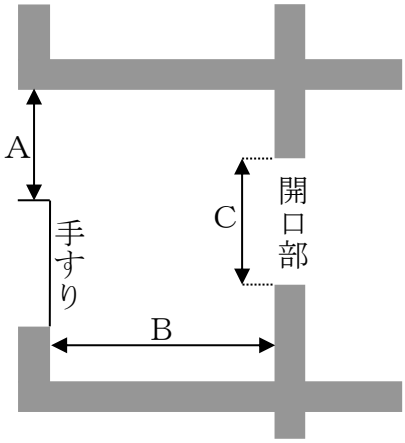	Ｃの部分とする。 なお、Ａは１ｍ以上で、手すりの高さは、床面から１．２ｍ以下とする。